

制度的補助に関する評価基準（事務局案）

1．補助の必要性

補助目的が今の社会経済状況においても合致していること。

今の社会経済状況において、優先的に（税金を投入して）補助を行う必要があること。

施策の実現に当たって、補助制度の活用が一番望ましい（今後の継続性を含む。）ものであること。

補助金を廃止することにより他の施策に及ぼす影響があること。

2．補助対象者の的確性

補助目的に合致する対象者であること。

市税等の滞納がない対象者であること（補助目的に照らして可能なもののみ）。

3．補助率・補助額の的確性

所得階層に応じた補助額又は所得要件を設けていること（補助目的に照らして可能なもののみ）。

4．その他

同種・類似の補助がある場合には、補助対象者が重複することのないよう整理がされていること。

国・県の補助事業に関連する補助金の交付期限は、終期を国・県に合わせること。